

鹿児島市ふるさと納税返礼品提供事業者誓約事項

1. 返礼品に関する誓約事項

- (1) 地元産出品・サービスとして本市をPRし、地域産業の振興につながる要素を持つものであること
- (2) 平成31年総務省告示第179号第5条で定める地場産品基準のいずれかに該当するものであること。
- (3) 返礼品を提供しようとする場合は、「鹿児島市ふるさと納税返礼品提案書」を提出すること。また、提案書に記載された内容は、全て事実と相違ないこと
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。また、供給量については、市の求めに応じて挙証書類を提出すること。ただし、季節限定品等である場合を除く。
- (5) 食品返礼品については、食品の表示に係る関係法令を遵守し産地名や品種名などを適正に表示したものであること。
- (6) 地場産品基準第3号に該当する返礼品に関しては、総務大臣が定める様式「価値の過半が区域内（鹿児島市内）で生じたことの証明書類」を提出すること。また、証明書の内容の一部を市ホームページに掲載することを了承すること。
- (7) 市が必要と認めるときは、事業者に対する返礼品の調査（実地調査を含む。）に応じること。
- (8) 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること
- (9) 公序良俗に反したものでないこと。
- (10) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。
- (11) 返礼品の配送にあたっては、配送負担が最も軽い方法（より小さなサイズ、送料が低い配送手段）を選択すること。
- (12) 返礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、消費者に対して安全と信頼の確保に努めること。
- (13) 食品の表示に係る関係法令ほか、法令違反の疑いで、行政機関等からの立ち入り検査等があった場合は、速やかに市に報告すること。

2. 事業者に関する誓約事項

- (1) 食品返礼品の産地名の不適切な表示など、当方の故意又は過失により、事故や損害等が生じたときは、違約金の支払い及び損害を賠償するなど、一切の責任を負うこと。
- (2) ふるさと納税を通じた本市のブランド価値向上と寄附額の増に向け、本市との良好な協力関係が構築できること。
- (3) 本市が返礼品取扱業務委託する事業者（以下、中間事業者という。）との間で契約を締結するとともに、中間事業者とも良好な協力関係が構築できること。また、中間事業者が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。
- (4) 納期の到来している市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
（猶予制度の適用を受けているものを除く）
- (5) 審査において、鹿児島市税の納税状況に関する情報が確認される場合があることについて了承すること。

- (6) 暴力団又は暴力団員でないこと。
- (7) 各種法令（例：食品衛生法、食品表示等）を遵守するとともに、法令等に違反する事実が判明した場合には、速やかに市及び中間事業者に連絡すること。
- (8) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。
- (9) 鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱及び鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同要綱に掲げる指名停止要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (10) 審査の結果、返礼品提供事業者及び返礼品に登録されなかった場合や返礼品の登録解除の要件に該当し、返礼品提供事業者及び返礼品の登録を取り消されても、一切の異議を申し立てないこと。

3. 返礼品の登録解除

本市が以下に該当すると判断した場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止する場合があります。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市及び中間事業者に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品及び返礼品提供事業者が募集条件の内容を満たさなくなったとき。
- (3) 国の制度変更等により、返礼品が国の基準に合致しなくなったとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があつたとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があつたとき、又はその恐れがあるとき。
- (7) 効果的、効率的な寄附獲得のために実施する本市及び中間事業者の返礼品選定やPR方針、事務費削減方針にご同意・ご協力いただけないとき。
- (8) 返礼品に関する寄附者からのクレームに対する対応に重大な不備や懈怠があると本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- (9) その他、本市及び中間事業者の指導・助言等に従わないなど、ふるさと納税制度の運用に支障を及ぼす状況にあるとき。